

2-2. 鳥取市

No.	2	鳥取市
-----	---	-----

1. 取組の全体像

1. 自治体の概要

①	自治体名	鳥取市	②	担当部局名	鳥取市総務部人権政策局 中央人権福祉センター
③	人口	188,465(人) <令和2年10月/国勢調査>			
④	自治体内連携	庁内連携部局	総務部人権政策局(人権推進課)、福祉部(地域福祉課、長寿社会課、中央包括支援センター)		
		庁内連携内容 ※会議体、情報共有	・ 関係機関(市役所内の部署、社会福祉協議会等の関係団体)との連絡調整(地域包括ケアシステム推進連絡会議)		

2. 形成をめざす地方版連携 PF の姿

①	従前の取組 ※重層の取組、外部組織連携、地域コミュニティ形成等	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に初めて地域福祉推進計画を作成、まず包括的支援体制の整備に取り掛かり、その後、重層的支援体制整備事業に移行。 社会福祉法に基づく相談支援包括化推進会議にて、支援の検討をするとともに支援を実施。 				
		以前から取り組んでいたこと				
		調査	・ 生活困窮支援の個別のケース相談データを記録(平成27年度～)			
		構想・方針	・ 地域福祉推進計画(平成30年度～)重層的支援体制整備事業(令和3年度試行、令和4年度～実施)			
		体制	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援包括化推進会議(令和3年度試行、令和4年度～実施) 地域包括ケアシステム推進連絡会議(令和3年度 キックオフ) → 地域共生社会推進会議(令和4年度 キックオフ) 			
		実施 評価・検証等	<ul style="list-style-type: none"> 住民への支援の検討、実施 過去の個別のケース相談のデータから、孤立している事例などの分析を検討 			
②	実現したい状態 ※構築する仕組み/支援対象の住民を取り巻く環境	<p>つながる: 困難を抱えている人が声を上げやすい地域にする。</p> <p>つなぐ : 孤独に陥りそうな方に、関わらないようにするのではなく、地域全体で心配・心配りができるような地域にする。</p> <p>場づくり: 行政の制度で支援が及ばぬ住民等に対する個別支援事例の積み上げにより、地域における孤独・孤立の問題の解決の仕組化を目指す。(社会資源の開発)</p>				

3. 地方版連携 PF における連携体制

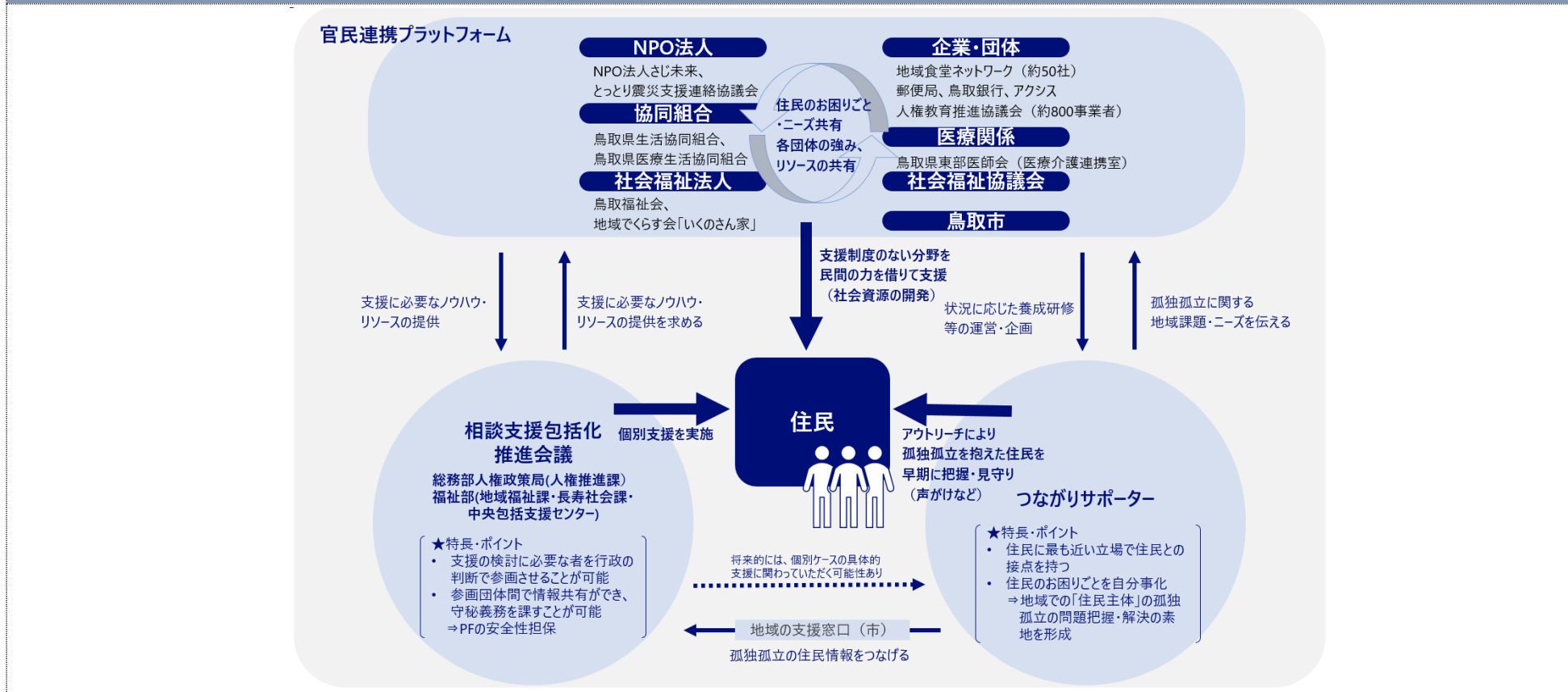
①	連携先 支援団体名	<ul style="list-style-type: none"> NPO 法人、協同組合、社会福祉法人、医療関係組織 地域食堂ネットワーク(郵便局、銀行、IT 企業)、人権教育協議会 			
		選出・打診時の工夫	・ 孤独・孤立に関する住民接点を持つ団体を選出	協議体 (既設/新設)	新設
②	支援団体との連携内容	<ul style="list-style-type: none"> 各団体、企業の住民接点ごとに把握している住民のお困りごと・ニーズを共有するとともに、強みを共有する。 必要な支援を検討する場として活用、支援会議(相談支援包括化推進会議)に対しても提案を行う。 			

4. PF 連携による価値や工夫_考え方

- 官民連携により行政が把握できていない(社会に内在する)孤独・孤立の問題の認識を把握する。
- 制度が準備されていない課題に対して民間の力を借りて対応する。
- そのために、各団体、企業の住民接点ごとのお困りごと・ニーズを把握するとともに、強みを活かす。
- つながりサポーターにより住民にアウトリーチをおこなう。

2. 連携 PF イメージ

5. 連携プラットフォームのイメージ図



(連携プラットフォームの内容説明)

鳥取市における連携プラットフォームは、大きく3つの構成要素からなる。

1つ目は、NPO、企業・団体、協同組合、社会福祉協議会、医療関係団体等で構成される官民連携プラットフォームである。連携PFでは各参画団体の住民接点を通じて把握している住民の困りごとの共有や各団体の強みやリソースの共有を行う。

2つ目は、社会福祉法等の規定に基づく相談支援包括化推進会議である。支援会議は、基本的に個別のケース対応などを行う。支援会議には、支援の検討に当たって必要な者を行政の判断で参画させることができ、また、参画者には法に基づき守秘義務が課されるためPFの安全性の担保につながっている。

3つ目は、住民主体の取組である「つながりサポーター」である。つながりサポーターは、地域で孤独・孤立に陥りそうな住民の情報を行政等の支援機関につなぐ役割を果たしている。特徴として、住民に最も近い立場で住民との接点を持ち、住民の困りごとを自分事化して、地域での住民主体の孤独・孤立の問題把握し、解決の素地の形成につながる点が挙げられる。また、それぞれの間での連携も期待されており、支援会議からPFに対して支援に必要なノウハウやリソースの提供を要請し、PFの参画団体から提供してもらう、つながりサポーターからPFに対して地域課題や・ニーズを伝達して、支援制度のない分野をPFの民間の力を借りて支援するといった取組も期待されている。

3. 試行的事業一覧					
6. 本年度に取り組む試行的事業の概要					
試行的事業のポイント・工夫		<ul style="list-style-type: none"> 地域住民、民間事業者発意の取組が生まれる地域づくりに向けて、(社会に内在する)孤独・孤立の問題の住民への認知拡大及び連携 PF 参画メンバーへの意識の向上を図る 			
	事業名称	事業内容	目的/期待効果・KPI	実施時期	発注先
①	住民向けシンポジウム	<ul style="list-style-type: none"> 広く住民向けと、PF の各団体・企業のメンバーに向けて、(社会に内在する)孤独・孤立の問題の認知向上、及び各団体企業がどのように孤独・孤立の問題に関わるかの理解促進を図るためのシンポジウムを実施。 孤独・孤立の現場の話と行政としての取組の説明の大きく2つで構成。 シンポジウムのプログラムは、①市長の挨拶・講演、②(一社)生活困窮者自立支援全国ネットワーク奥田代表理事の講演、③村木参与の講演、④パネルディスカッション。 参加者にアンケートなど何らかの住民のフィードバックをもらった。各地区の地域包括ケアシステム推進連絡会にて内容を報告した。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民や PF への参加メンバーに孤独・孤立の問題を認識してもらおう。その上で、イベントをメディアで周知することで、住民に孤独・孤立の問題の認識を持ってもらう。 認知が浸透することで、地域住民、民間事業者、関係支援団体(社会福祉協議会、地域食堂等)発意の取組が生まれる素地ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2/13 シンポジウム 12月: イベント設計 1月: イベント周知 2月13日: イベント実施 2月: アンケート集計・分析 	m&m co
			成果検証結果 <ul style="list-style-type: none"> ➢ シンポジウムの参加者数: 約 300 名 ➢ 孤独・孤立の問題の住民認識・理解状況(満足 88%/興味がわいた 72%) ➢ 地区の人権教育推進協議会から依頼を受け、人権講演会にて講演 		
②	つながりサポーター養成研修	<ul style="list-style-type: none"> 孤独・孤立の住民の見守りを行うサポーターである「つながりサポーター」の養成に当たって、研修を実施。 研修内容を撮影し、サポーターへの加入を促すための PR 動画を作成(動画自体の全体構成は、①社会な孤独・孤立に関する状況、②孤独・孤立に関する政府の動き、③孤独・孤立に関する鳥取市の取組、④シンポジウムの紹介)。 市販のテキストを購入してサポーターに配布(サポーター研修の講師である奥田代表と原田先生の著書)。 研修受講者には、サポーターの自覚を促すとともに、地域でのサポーターの認知を促すための、バッジとサポーター研修修了証を作成、研修会後に各サポーターに配布。 各地区の地域包括ケアシステム推進連絡会にて内容を報告。 	<ul style="list-style-type: none"> 共通の知識インプットにより孤独・孤立に関する「つながりサポーター」の理解、意識向上を図る。また、修了証により、意識向上を図る。 サポーター研修の様子等を撮影し、活動内容や孤独・孤立に関する PR 動画を作成することにより、サポーターの裾野を広げる。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 12/4: 研修会を実施 12/4: イベント実施 12月: 振り返り 	m&m co
			成果検証結果 <ul style="list-style-type: none"> ➢ つながりサポーターの数: 50 名(養成研修参加者数) ➢ 研修動画の活用回数、視聴者数: 約 300 名(シンポジウムでの視聴者数) 		
7. 次年度以降に向けた事業等の案 ※PDCA サイクルに照らして次年度以降に取り組んでいく事業イメージ(あれば)を列挙					
<ul style="list-style-type: none"> つながりサポーター養成研修後、一定期間経過後に更新研修を実施、サポーターの活動をフォローアップする。 新規のつながりサポーター養成研修を実施する。 シンポジウムでの住民の反応・フィードバックをもとに、(社会に内在する)孤独・孤立の問題の認知拡大・意識向上施策を検討する。(令和 5 年度も予算確保に向け調整中) 令和 5.2 人権条例改正(「事業者の役割」を追加) → 令和 5 年度 人権施策基本方針改定(「孤独・孤立問題と」を追加)。 					
8. 孤独・孤立対策を公表した際の反響					
<ul style="list-style-type: none"> 「つながりサポーター」に関する報道(NHK(鳥取放送局、広島放送局、中国5県放送)／読売新聞、日本海新聞／いなびりよんびよんネット(CATV))がなされた。 サポーター研修やシンポジウムでアンケートを実施し、住民からフィードバックを得た。 					

4. 連携PFの行程および実務上の留意点

(ア)初期段階

①	主担当部署の設定	<p>■これまで、生活困窮者支援、重層的支援体制整備事業に係る対応を行ってきた総務部人権政策局中央人権福祉センターが担当</p> <ul style="list-style-type: none">・ 住民が相談し易く、役所の制約にとらわれずに柔軟に対応する観点から、市役所の外に窓口である中央人権福祉センター(人権センター)が設置された。・ 被支援側としても市役所ではなく、外部にある支援センターは訪れ易い。また、孤独・孤立とは関連しない様々な研修会も人権センターで実施しており、一般の方々にも支援の取組を知ってもらうきっかけになっている。・ このように、市役所・本庁舎とは異なる庁舎において独自に住民と向き合う体制が構築されている。・ 相談窓口機能や各種支援機能を社会福祉法人等の外部の団体に委託するよりも、人権センターに機能集約し、行政が自ら運営した方が財政的にも低コストに抑えることができたとみなされている。
②	地域の現状把握	<p>■孤独・孤立を抱えている人が自ら相談にくるケースは全体の3割ほど</p> <ul style="list-style-type: none">・ 孤独・孤立を抱えている人が自ら相談にくるケースは全体の3割ほどで、ほとんどのケースでは周りの人の力を借りて接点を作っていることが把握された。・ この結果を、市では当初、「当事者からの直接の相談を受けられていない」という問題認識として捉えられていたが、その後、逆に「地域社会がまだ活きている証左」とみるべきだと認識されるようになった。 <p>■孤独・孤立を抱える住民が、誰かとつながっている状況をあらかじめつづけておく必要があるという問題意識から検討を開始</p> <ul style="list-style-type: none">・ 令和3年に県内のある市町村で、50代の男性が80代の父親の死体を遺棄する事件が発生した。行政とのつながりは多少あったが、事前の支援をできなかったことが行政として後悔された。事件後に、周辺の人話を聴取する中で、当該家庭がどのような状況にあったのかが分かり、あらためて地域住民と行政との連携が必要だと認識されるようになった。
③	連携PFの運営形態の検討	<p>■「地域共生社会の実現に向けては、包括的な支援を実現するために多機関での連携が必要</p> <ul style="list-style-type: none">・ 総合的な窓口を設置しても、結局は、いずれかの支援機関につなぎ、対応を委ねることとなる。そのため、窓口の設置ではなく、既存の支援機関による多機関連携こそが重要視されるようになった。

(イ)準備段階

①	連携 PF の企画・設計	運営方針	<p>■<u>支援制度のない分野を民間の力を借りて支援する(社会資源の開発)観点から、住民接点を持つ団体・企業の情報共有・施策検討の場を設ける</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 制度が準備されていない課題に対して、団体や企業の力を借りつつ対応することが考えられている。 そのための仕組みとして、「相談支援包括化推進会議(以下、「支援会議」)」によって個別のケース支援が団体・企業を巻き込みつつ実施されている。加えて、住民主体の取組である「つながりサポーター」により、孤独・孤立に係る住民情報を把握し、支援会議や連携 PF につなぐことが期待されている。 <p>■<u>住民が誰かとつながっている地域社会をあらかじめ住民主体でつくるため、住民情報を行政等につなぐ「つながりサポーター」を創設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 住民と行政等をつなぐ「つながりサポーター」のポイントは、取組のハードルを下げることと、あくまでも無償で、意思のある方に参画を促すことである。 元々、住民と行政をつなぐ仕組みとして、民生委員、社会福祉協議会、となり組福祉員、愛の訪問協力員等、高齢者を中心に支援する仕組みがあったが、既存の仕組みは動かなくなってきた。持ち回りで役を与えられていて、実質的には機能していないことも多い。民生委員など既存の業務で負荷が高い状態であり、これ以上負荷をかけられないという状況にあること等が考慮された。 「つながりサポーター」を有償とすべきかどうかの議論も過去になされたが、有償にすると責任が発生するために、ハードルが上がり、なり手が増えにくい。実際のケースでも、単に近所付き合いとして、行政等に情報をつないでいるケースがあった。単に一住民だとなかなか行政等に連絡するところまでいかないが、「つながりサポーター」という役割があれば、具体的な行動に結びつくものと考えられた。
		主要機能・施策	<p>■<u>団体、民間企業間での住民のお困りごと・ニーズの共有、各団体の強み、リソースの共有を行う</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 支援会議と PF との連携により、PF から支援に必要なノウハウ・リソースが提供される。この支援会議のスキームによって、支援に係る情報共有の安全性が担保されることとなっている。
②	連携 PF 参加者の検討	庁内	<p>■<u>これまで、生活困窮者支援、重層的支援体制整備事業に係る対応を行ってきたなかで、既に連携を進めてきた部局との連携から開始</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 行政内部の連携という観点で、庁内の各部局間横断の会議体である政策推進会議の中で、まずは庁内が横断的につながっていく必要がある、という問題提起を福祉部局からも発せられ、孤独・孤立に関連して既往施策を行う部局相互の連携から進められた。
		外部団体	<p>■<u>これまでに生活困窮者支援の取組で関わってきた団体を中心に、PF 参加団体を選定。民間企業・団体との接点を広げるに当たって、地域食堂がハブとなって機能した</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 民間企業・団体との接点を広げるに当たっては、地域食堂がハブとして機能し、連携 PF 形成に向けても、地域食堂での活動がコアとなった。地域食堂の支援に関心がある企業が多かったことが、PF での連携につながった。 地域食堂のオーナーや支援者、他機関協働の枠組みで関わっている人達との連携を起点として関係者のネットワークが広がられた。 PF の団体を選定・相談をする際に、各支援団体にどんな役割・機能を担ってもらうのかを最初に考える必要があることが認識された。

(ウ)設立段階		
①	連携 PF 内での 連携・協業	<p>■<u>連携 PF の参加団体間で、今後、まずはお互いの取組や強みを共有する。また、民間のリソースを借りることで、行政の支援の選択肢を増やす</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 連携 PF の参加団体は、「行政が何をしてくれるのか」といったスタンスの人達ではなく、対等な立場で一緒に考え、取り組む人達であり、まずは今後、お互いの取組や強みを共有することから着手された。また、民間のリソースを借りることで、行政の支援の選択肢を増やすことが意識された。
②	域内住民・関係団体 への情報発信	<p>■<u>「つながりサポーター」の研修を定期的実施することで、単に行政から情報を届けるのではなく、住民間での(社会に内在する)孤独・孤立の問題の認識・理解向上につなげる</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 連携 PF 参加団体・企業を含む住民向けにシンポジウムが実施された。今後も同様の機会を設け、住民の認識・理解向上につなげることが検討されている。 シンポジウムの開催や、「つながりサポーター」について新聞報道等でも大きく取り上げられたこと、市報で孤独・孤立対策の特集を組んだこと、などにより、(社会に内在する)孤独・孤立の問題や関連する取組が多くの人に認知されることとなった。
③	優先的に取り組む 課題・今後の方針	<p>■<u>まずは各団体がお互いの取組を知る必要がある</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、連携 PF に参画する団体・企業において、お互いの取組や強みを共有され、また、民間のリソースを借りることで、行政の支援の選択肢を増やすことが意識されている。当面の予定としては、まずは講師を招いて、参画団体のメンバーでの勉強会開催が予定されている。 連携 PF 拡大に向けた今後の見込みとして、現状の PF の参加団体経由で孤独・孤立に関心の高い団体・事業者を紹介してもらうことが検討されている。行政機関は、横の連携ができつつあり、今後は、民間企業・団体や専門職間の縦割りの打破に取り組むことが検討されている。 これまで実施してきた、生活困窮の相談支援員、社会福祉協議会の生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員といった異業種間での定期的なケース検討は継続して実施される予定である。 「つながりサポーター」を郵便局など事業者に依頼する場合は、サポーターの仕事が業務の一環であるという取り扱いにできれば郵便職員をも機能する見込みがなされている。また、ある程度、サポーターの人数が増えたら、中学校区単位などで情報共有をできるようにしていく必要があるものと認識されている。 サポーター研修の実施方法としては、研修動画の作成や、カリキュラム化等が検討されている。また、民生委員の研修や、各事業所内での研修なども検討されている。 鳥取市と行政の連携を実施している県内の周辺の4町と、兵庫県との2町(香美町と新温泉町)で連携して、「つながりサポーター」の取組を拡大することが視野にいれられている。 「つながりサポーター」の担う機能については、サポーターの活動状況を踏まえつつ、他のサポーターにも取組を共有し、人によっては見守りや顔の見える関係以上の取組にもつなげてもらうことも考えられている。 職員や市・社会福祉協議会の人も含め、「つながりサポーター」のスキルやマインドセットは誰が担ってもよいものと考えられている。市・社会福祉協議会は、従前から高齢者の見守り業務を行っているため、そうした人にも拡大していくことが重要と考えられている。

コラム ～地域の支援団体から見た孤独・孤立対策と連携 PF の重要性～

社会福祉法人地域でくらす会「いくのさん家」

- ・ 平成8年から、家族の会鳥取県支部の事業部として活動を開始(任意団体として)。当初は、宅老所として認知症の人を対象に日中デイサービスを行っていた。
- ・ 米子市と鳥取市で支援を開始し、平成 11 年に、家族の会の事業部から社会福祉法人を立ち上げ、現在米子市、鳥取市、倉吉市にて活動。鳥取市の拠点を「いくのさん家」と呼んでおり、主に小規模多機能型居宅介護の事業を運営している。
- ・ 鳥取市に5拠点、事業が6つある。倉吉市では、移動支援と訪問介護を実施、米子市では高齢者のデイサービス、障害者の訪問介護、自立生活支援センターの事業をしている。

🔔支援が必要な状態となってしまう前に、社会とつながっている関係の構築が重要

- ・ 宅老所の支援では、他の施設では受け入れてもらえないような中重度の方の支援がメインだったこともあり、重度になって意思表示ができなくなってしまう状態になる前に、住み慣れた地域とつながっていきける社会をつくりたい、という想いが強くなった。
- ・ つながりをつくっていくための工夫として、それまでの個々の人とのつながりを持続させる自立的な支援を意識している。要支援者は、救急車で運ばれる等の出来事で初めて孤独・孤立に陥っていることが顕在化するが、何年も社会との関係が途切れてしまった状況では、社会との関係をつなぎなおすことは難しい。
- ・ 地域住民の高齢化が進んでおり、利用者になってから支援体制を築くようだと、支援する側のマンパワーの問題もあり、支援が追い付かない。

🔔団体間の連携においては、現場レベルでつながることが重要

- ・ 連携 PF の参加団体が、孤独・孤立対策を我がこととして捉えるためには、現場レベルでつながることが重要。例えば、銀行の場合、ある支店で困っている住民を見つけたときに、その人の対応をしたらおしまい、ではなく他の機関につなぐ、あるいはその人へのあるべき対応を検討する、といったことができる社会にしていく必要がある。顧客の状況に合わせて対応を考えるいわばコーディネーター役を置いて対応していくような体制づくりが必要なのではないか。
- ・ 行政の取組としては、連携 PF 参加団体にまずは「つながりサポーター」になってもらうことが重要。その上で、具体的なケース、事例を通して考えるということが重要。各参加団体の担当向けに「おでかけつながりサポーター養成講座」など実施してみるといったことも有効かもしれない。

🔔住民との最初の関係づくりにも当たる人の数を増やすこと、困っている住民に気付いた時に誰かにつながるなどの1ステップが実行できる状態にすること、今見つかっていない要支援者を見つける仕組みづくりが重要。

- ・ 今現在見つかっていない要支援者をどう見つけるかがポイント。地域住民の中で困っている人に気付いた際に、そこで思考が止まり、次のステップがない。孤立・孤独にある人への最初の関係づくりをする人の人数も絶対的に足りないので、今後「つながりサポーター」がそれを担っていきけるかが重要。
- ・ 「つながりサポーター」の活動がルーティン化しないよう見直しをしたり、内部で話し合いの場を設ける仕組みをつくったりする必要もあるかもしれない。また地域レベルで地域課題を考えることのできる拠点づくりが必要。
- ・ 専門職や支援団体も含めて、個別の問題に関わっていきけるかが重要となる。



連携 PF は鳥取市にとってこれまでにない画期的な取組です。私たちが普段利用者として関わらせていただいている高齢者だけでなく、その家族の抱える課題や周囲の人々の困り感をしっかりとくみ取り、PF の皆さんらと一緒に少しずつでも解決していけたらと期待しています。

社会福祉法人地域でくらす会「いくのさん家」
代表 竹本 匡吾

5.自治体等との打合せ記録一覧

No.	日時	打合せ相手団体	出席者	
			打合せ相手	NRI
1	10/4(火) 15:30-17:00	鳥取市役所 人権推進課 鳥取市中央人権福祉センター	川口様、川上様	生駒、石垣
		鳥取市役所 福祉部 地域福祉課	岸本様	
2	10/20(木) 16:30-18:00	鳥取市役所 人権推進課 鳥取市中央人権福祉センター	川口様、川上様	宮澤、生駒、石垣
3	11/2(水) 15:00-17:00	鳥取市役所 人権推進課 鳥取市中央人権福祉センター	川口様、川上様	宮澤、石垣
4	11/17(木) 17:00-18:00	鳥取市役所 人権推進課 鳥取市中央人権福祉センター	川口様、川上様	宮澤、石垣
5	11/30(水) 15:00-17:00	鳥取市役所 人権推進課 鳥取市中央人権福祉センター	川口様、川上様、吉井 様、角野様	宮澤、石垣
6	12/13(火)16:30- 17:45	鳥取市役所 人権推進課 鳥取市中央人権福祉センター	川口様	宮澤、石垣
7	12/20(火)15:00- 17:00	鳥取市役所 人権推進課 鳥取市中央人権福祉センター	川口様、川上様、吉井 様、角野様	宮澤、石垣
8	1/26(木)15:00- 16:30	鳥取市役所 人権推進課 鳥取市中央人権福祉センター	川口様、川上様、吉井 様、角野様	宮澤、石垣
9	2/2(木) 10:30-12:00	鳥取市役所 人権推進課 鳥取市中央人権福祉センター	川口様、川上様、吉井 様、角野様	宮澤、生駒、石垣
10	2/2(木) 15:30-16:30	社会福祉法人 地域でくらす会「いくのさん家」	竹本様	宮澤、生駒、石垣
11	2/20(月) 15:30-17:00	鳥取県 福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉保健課	八本様、中村様	宮澤、石垣
		鳥取市役所 人権推進課 鳥取市中央人権福祉センター	川口様、川上様、角野 様	
12	3/14(火) 11:30-12:00	鳥取市役所 人権推進課 鳥取市中央人権福祉センター	川口様、川上様、吉井 様、角野様	宮澤、石垣

【自治体による従前からの取組】

■ 地域(こども)食堂

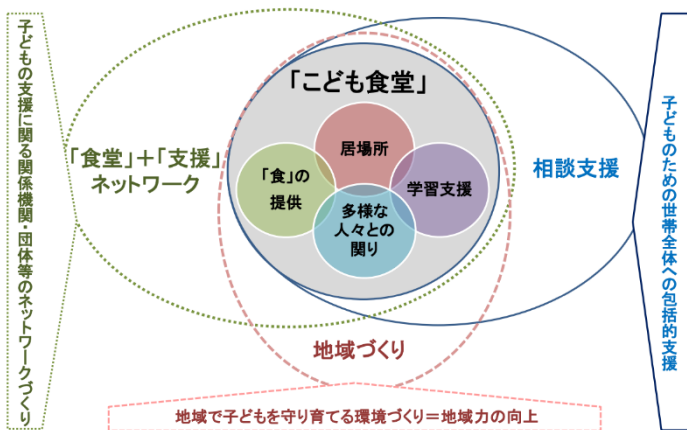
(取組概要)

地域食堂は、子どもを中心にしながら地域住民が安全・安心して過ごせる居場所を提供する取組。

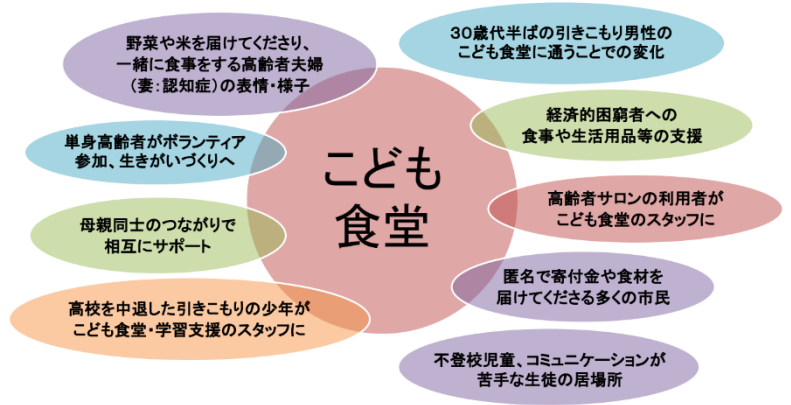
「こども食堂」を核としつつ、生活困窮者や高齢者、障がい者など様々な立場の「地域食堂」が継続的・安定的に運営を行うため、「食堂」を支援する団体とも連携し、互いに支え合う仕組みを構築し、もって地域共生社会をめざす取組。

地域食堂ネットワークは、地域食堂(こども食堂)運営団体18団体、支援団体・企業30団体、行政で構成される。支援団体・企業は、食材や寄付金の提供等、地域食堂が安定して運営できる支援を行っている。行政は、地域食堂について地域住民に啓発及び利用者の困りごと解決に向けて取り組むこととされている。

図表 こども食堂「鳥取市モデル」



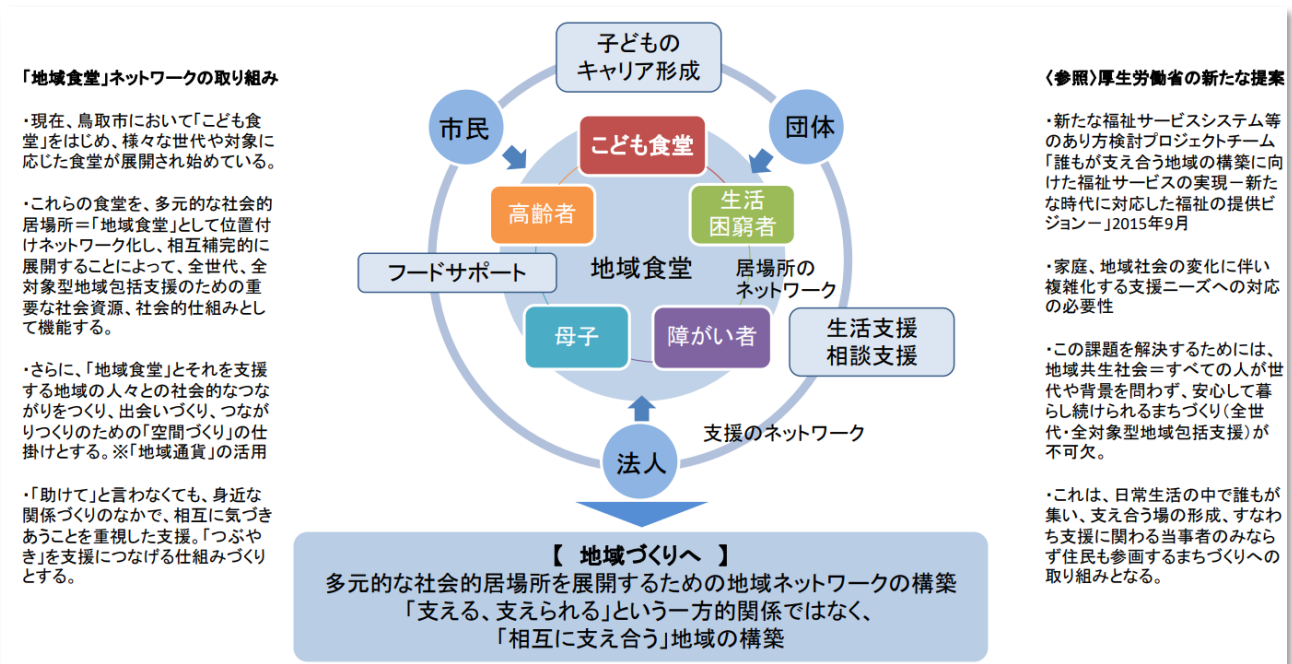
図表 「こども食堂」から「だれでも食堂」へ



図表 鳥取市としてののかわり

運営主体 (4要件)		鳥取市の取り組み (3支援)	
地域食堂」の要件	居場所であること	継続していくための環境づくり等	相談支援
	『食』を提供すること		ネットワークづくり
	身近な相談者(学習支援)		地域づくり支援
	多様な人々が関わること		
			<p>「地域食堂」の取り組みにより、課題を抱える利用者の状況やつぶやきを相談支援に引き上げ、困難な課題を抱える世帯を早期に発見し、困難が複合化、深刻化しない段階で世帯全体への包括的支援を行っていくためのアウトリーチの場とする。</p> <p>地域食堂同士が食材の確保等も含めて相互補完的に展開することで、重要な社会資源となることを目指すことと、あわせて、地域食堂とそれを支援する人々との社会的なつながりづくり・ネットワーク化を進める。</p> <p>地域住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる社会資源となる「地域食堂」への運営にかかわる支援を行う。「支え手」「受け手」という固定的関係ではなく、お互いに支え合う場として、さらに人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる地域社会づくりに繋げる。</p>
			<ul style="list-style-type: none"> ・市職員の参加 ・相談支援員の派遣 ・ネットワーク形成(事務局運営) ・人や資源の開拓 ・補助金制度の創設 ・繋がりコーディネーター ※地域福祉計画への位置付け

図表 地域共生社会をめざす こども食堂を核とした「地域食堂」ネットワーク



図表 「地域食堂」ネットワークの取組の効果・成果

「地域食堂」ネットワークの取組の効果・成果

居場所に食堂(食の提供)を加えることの効果	人との関り	「一緒に食べたい人がいる」 「あの人が自分のために作ってくれた」	⇒ 「孤立感」の解消へ
	食のスキル	「久しぶりに食事を味わって食べた」 「食事づくりや準備について考えるようになった」	⇒ 「生活や健康」に主体的に関わるように
	多様な関わり方	「料理作りならお手伝いできる」 「参加はできないけど食材は提供する」	⇒ 地域の多様な方々の関り
支援の広がりから地域づくりへ	支援の拡大	市全体の取り組みであるという認識がベースとなり、取り組みが急速に拡大 個人レベルの支援から、法人レベルまで支援が拡大	
	支援者の多様性	福祉関係に限定しない、経済観光、農林水産などあらゆる関係団体・法人が支援へ 民間フードバンクとの連携	
	支援内容の多様化	生活協同組合 ストック商品の毎週提供 (ロス商品ではない) 銀行 寄付型私募債からの寄付金 (継続的な寄付金) 地域のボランティア 食材提供のための「農園」の開設 (植付け、収穫に参加) 社会福祉法人 職業体験の提供	
社会資源としての可能性	即効性のある対応	〈具体例〉 母子世帯 ネグレクト状態 娘(高校生)への食事と学習費等確保のために地域食堂のスタッフ(アルバイト)として働く	⇒ ケース実績の積み上げにより政策提言へ
	狭間の課題へ対応	〈具体例〉 生活困窮者が就活面接会場へ行くためのバス賃を確保するためのプチバイトの提供	
		〈具体例〉 社会福祉協議会の配食サービスが梅雨期～夏期にかけて実施されないため、高齢者サロン拠点で「地域食堂」を開始	
ネットワークで使用できる「地域通貨」	職業体験をして「地域通貨」を稼ぐことができる「仕事」を準備 地域食堂や地域の店舗(支援団体)で使うことができる「地域通貨」	⇒ ネットワークの強化と地域づくりへ	

地域課題の解決力を持った地域の居場所

■ 鳥取県市町村包括的福祉支援体制整備推進事業

(取組概要)

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括支援事業において包括的に相談を受け止める。

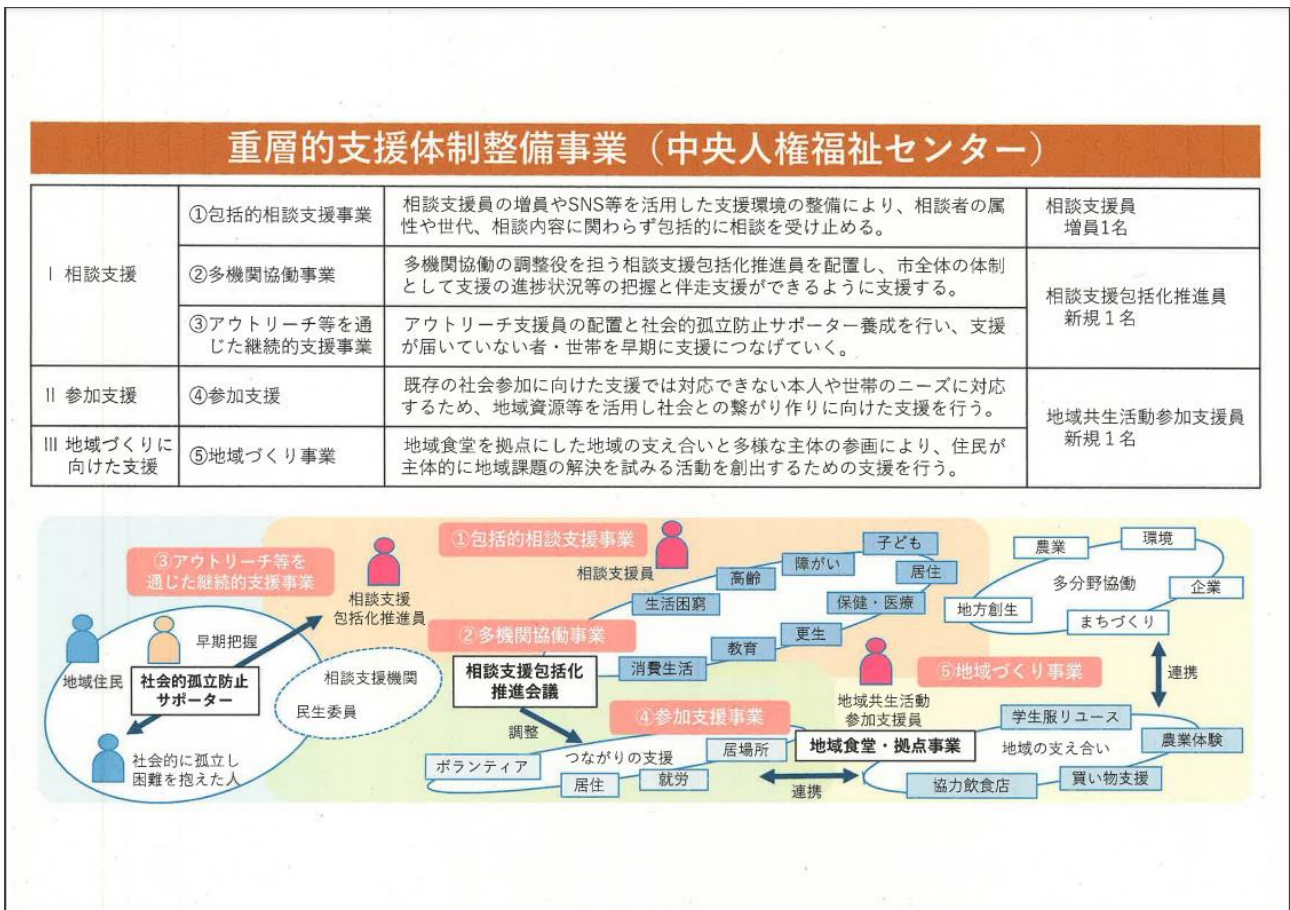
受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。なお、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援をする。

相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。

このほか、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止を目指す。

なお、「つながりサポーター」は、社会的に孤立し困難を抱えた住民の情報を、相談支援包括化推進員を通じて行政につなぐ役割を果たす。

図表 重層的支援体制整備事業



■ 鳥取市地域福祉推進計画

(取組概要)

少子高齢化、小世帯化や一人暮らし高齢者の増加など家族形態を取り巻く環境の変化に伴い、地域における助け合う力が徐々に弱まりつつあることや、複合的な福祉問題を抱えた世帯、制度の狭間にあって既存の福祉サービス等を受けられない世帯の問題など新たな福祉課題が生じていることを踏まえて、そうした課題を解決するため、サービスの受け手と支え手という関係を超越して、誰もが住み慣れた地域で自分の能力を発揮しながら自分らしく暮らせる「地域共生社会の実現」が求められている。

鳥取市地域福祉推進計画(鳥取市地域福祉計画・鳥取市地域福祉活動計画)では、住民の誰もが、みんなで支え合い、いつまでもいきいきと自分らしく暮らしつづけることができるよう、これまでの地域福祉の取組における現状や課題の整理を踏まえ、社会情勢の変化や市民ニーズに対応し、自分らしく暮らすことができる福祉のまちづくりを住民、事業者、社会福祉協議会、行政が連携し、協働しながら推進する取組が示されている。

図表 鳥取市地域福祉推進計画における重点取組

重点取組① 地域における福祉活動の推進・支援

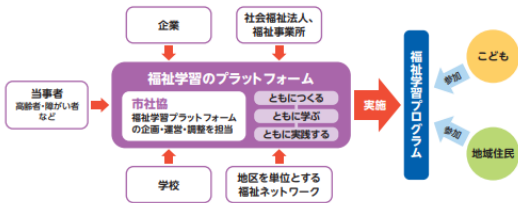
近年、生活課題が複雑化・多様化する中で、地域の生活課題を早期発見し、早期対応することが重要です。そのために地域福祉推進の基盤となるネットワークの機能の確立が求められています。地区を単位とする福祉ネットワークが誰もが気軽に集える場を作り、地域の生活課題の発見、相談、見守りや生活支援といった支え合い活動を展開・充実することを目指します。



重点取組② 福祉学習の推進と担い手づくり

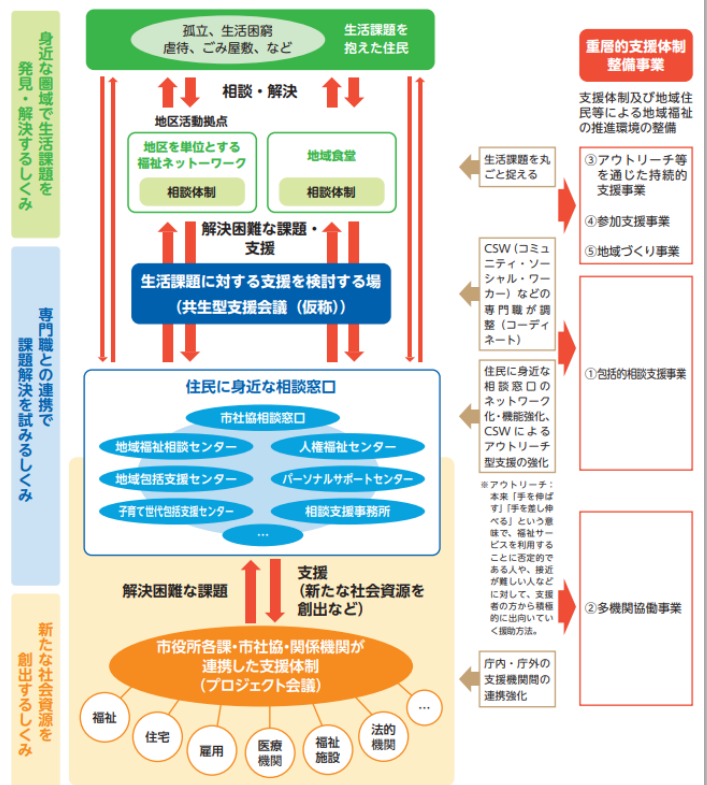
地域福祉を推進するためには、地域全体で福祉への理解と関心を高め、地域のあらゆる年齢層や立場の人が協働し、「我が事」として生活課題を受け止め、解決に向けて行動してゆく「力」を育むことが必要です。

そのため、福祉ネットワークをはじめとした地域の様々な機関や団体が参加した福祉学習の基盤(プラットフォーム)づくりを推進し、共に学びのプログラムをつくりながら、学校や地域における福祉に関する学習機会の充実を図り、活動を支える人材の発掘・育成・活動の促進を図ります。



重点取組③ 包括的支援体制の構築

社会的孤立の広がりや背景に、高齢者、障がい者、ひとり親世帯、生活困窮世帯、ひきこもり、犯罪をした者などに関する生活課題が複雑化、深刻化するとともに潜在化する傾向が強まっています。今後はこうした生活課題を積極的に把握し包括的に支援していくために、住民との協働による課題発見機能の強化と、分野や組織を超えた包括的な支援体制づくりを進めます。



■ 鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例の一部改正(案)

(取組概要)

鳥取市は、昭和62年に「人権尊重都市宣言」を行い、憲法における基本的人権の尊重を市民全体の目標とし、1人ひとりのたゆまぬ努力と叡智によって、その実現をめざすことをまちづくりの目標に掲げている。

平成23年に「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」を施行し、鳥取市に暮らし、働き、学び及び集う全ての人の人権が尊重される社会の実現を図ることを目的に、「鳥取市人権施策基本方針」に様々な人権課題を掲げ、市民と協働して取組を進めている。

条例の施行から10年以上が経過し、現在、社会情勢の変化や価値観が多様化するなか、性のあり方や新型コロナウイルス感染症に関する偏見など、新たな課題が発生している。

また、企業活動のグローバル化が進み、企業の社会的責任やSDGsへの取組など社会的要請が高まっている。令和2年に国は、「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定し、企業が人権尊重の責任を果たすように普及啓発を進めている。同時に、人権や労働者施策に関する法改正により、職場のハラスメント防止対策や仕事と育児の両立など、働きやすい職場づくりが推進されている。営業活動を行う事業者は、障がい者が利用しやすい配慮や取扱が義務化されるなど、事業活動における人権尊重の取組が一層求められている。

こうした状況を踏まえ、令和4年度「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会」で、条例の見直しを検討した。

図表 鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例の一部改正(案)一部抜粋

1 改正内容

条例施行から10年以上が経過し社会情勢の変化や価値観の多様化に伴い、人権に関する問題が複雑化している状況を踏まえ、市民や事業者と協働しながら、差別のない人権尊重の社会づくりを一層推進するため、条例の見直しを行うものです。

本条例に基づき設置される「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会」の意見を踏まえ、改正案をまとめましたので、市民の皆様からご意見を募集します。

2 主な改正箇所

(1) 条例第2条 「市の責務」

第2条では、第1項で全ての市民の人権が尊重される社会の実現をめざし、市の施策を人権尊重の視点に立って行うこと、人権施策を推進するよう努めることを、市の責務として規定しています。本条第2項では人権侵害を例示し、あらゆる人権侵害をなくすため、人権施策を積極的に推進することとしています。

近年、新型コロナウイルス感染症やワクチン接種に関する差別や誹謗中傷、性の多様性に関する偏見等、新たな人権問題が発生しています。また、犯罪被害者支援への取組の充実も求められているところです。これらのことを踏まえ、第2項に感染症、犯罪被害者及びその家族又は遺族、性的指向及び性自認(※)を追加します。

(※)「性的指向」とは、恋愛感情や性的な関心がどの性別の人に向いているか、「性自認」とは、自分の性をどのように認識しているかを示すものです。性のあり方は人それぞれで、自分らしく生きる大事な要素です。性の多様性について理解を深めていただくよう取組を推進します。

変更後	変更前
(市の責務) 第2条 1(略) 2 市は、部落差別をはじめ、女性、障害者、子ども、高齢者、在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国人、ハンセン病回復者をはじめとする感染症等の病気に関わる人、犯罪被害者及びその家族又は遺族、性的指向及び性自認等に対する差別、虐待等あらゆる人権侵害をなくすため、人権施策を積極的に推進するよう努めるものとする。	(市の責務) 第2条 1(略) 2 市は、部落差別をはじめ、女性、障害者、子ども、高齢者、在日韓国・朝鮮人をはじめとする外国人、ハンセン病回復者をはじめとするさまざまな病気に関わる人等に対する差別、虐待等あらゆる人権侵害をなくすため、人権施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

(2) 条例第4条 「事業者(※)の役割」 (第1条、第5条関連)

(※)「事業者」とは、市内において様々な事業や活動を行う法人、団体等すべての者をいいます。(鳥取市自治基本条例による)

企業活動のグローバル化が進み、企業の社会的責任やSDGsへの取組など社会的要請が高まっています。国は、労働者施策等に関する法改正を行い、職場のハラスメント防止対策や仕事と育児の両立など働きやすい職場づくりを推進しています。また、事業者は、障がい者が利用しやすい配慮や取扱が義務化されるなど、事業活動における人権尊重の取組が一層求められています。

このたび、第4条に「事業者の役割」として、事業者は事業活動において人権を尊重し差別のない人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めることを新たに規定します。加えて、第1条と第5条に、「事業者」を追加し、市は市民、事業者と協働して、より一層差別のない人権尊重の社会づくりに努めていきたいと考えます。

【第4条(新たに規定)】

【事業者の役割】

第4条 事業者は、事業活動に関わる全ての人の人権を尊重するとともに、その事業活動において、差別のない人権尊重の社会づくりに寄与するよう努めるものとする。

【第1条(事業者を明示)】

変更後	変更前
(目的) 第1条 この条例は、差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重の社会づくり(以下「差別のない人権尊重の社会づくり」という。)に関し、市の責務並びに市民(市内に在住する人、市内で働き、又は学ぶ人をいう。以下同じ。)及び事業者(市内において事業又は活動を行う団体(以下「事業者」という。))の役割を明らかにし、人権擁護に資する施策及び人権意識の高揚を図るための施策(以下「人権施策」という。)の推進のための必要な事項を定め、さまざまな人権課題の解決への取組を推進し、もって、全ての市民の人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重の社会づくり(以下「差別のない人権尊重の社会づくり」という。)に関し、市の責務及び市民(市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいう。以下同じ。)の役割を明らかにし、人権擁護に資する施策及び人権意識の高揚を図るための施策(以下「人権施策」という。)の推進のための必要な事項を定め、さまざまな人権課題の解決への取組を推進し、もって、全ての市民の人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とする。

【本業務にて実施した試行的事業の詳細】

■ つながりサポーター養成研修

(目的)

深刻化する「社会的孤立」に対応するため、支援の第一歩としてまずは地域の住民同士で「つながる」ことが重要となることから、地域住民との顔の見える関係づくりや見守り活動といったつながりづくりを行うサポーターの養成を行う。


(実施内容)

- ・ 孤独・孤立に関する有識者・専門家による講義
- ・ 孤独・孤立ケースに関するグループワーク
- ・ 孤独・孤立に関する研修教材としての書籍の配布
- ・ サポーターへの参加を促す PR 動画の撮影
- ・ サポーターへ認定された方への修了証とバッジの配布

(実施結果)

- ・ つながりサポーターの数:50名(養成研修参加者数)
- ・ 研修動画の視聴者数:約300名(シンポジウムでの視聴者数)

図表 サポーター養成研修の案内



記者発表資料	
令和4年10月7日	
担当課(担当)	中央人権福祉センター(川口)
電話	(外線)24-8241

社会的孤立防止サポーター(仮称)の養成について

深刻化する「社会的孤立」に対応するため、まずは「つながる」ことが支援の第一歩になります。問題を深刻化させない、あるいは問題を抱えながらも生きていくためには、つながる＝ひとりにならないことが重要です。社会的孤立防止サポーター(仮称)の取組は、個人に対する支援の一環であるとともに、人を孤立させない＝ひとりぼっちをつくらぬ地域社会の創造を目指すものです。

1 「社会的孤立防止サポーター(仮称)キックオフミーティング」
 (1)日時 令和4年10月17日(月) 13時00分～15時30分
 (2)場所 人権交流プラザ 2階研修室(幸町151)
 (3)日程
 ・研修(オンライン)
 演題 「孤独・孤立対策に必要な視点」
 講師 宮本 太郎 中央大学法学部教授
 ・会議
 名称の決定、養成研修のプログラム等の協議
 (4)出席者 庁内関係課、鳥取県東部医師会在宅医療連携推進室、鳥取県社会福祉協議会、鳥取市社会福祉協議会、他 20名程度

2 「社会的孤立防止サポーター(仮称)養成研修」
 (1)日時 令和4年12月4日(日) 9時30分～16時30分
 (2)場所 人権交流プラザ 3階大ホール(幸町151)
 (3)日程
 【午前】
 ・開会行事
 ・【講義1】「地域共生社会の実現と“助けて”と言えない人への支援」
 原田 正樹 日本福祉大学社会福祉学部 教授
 ・【講義2】「伴走型支援」つながり続けることを目的とする支援」
 奥田 知志 認定NPO法人抱樞 理事長
 【午後】
 ・【グループワーク1】身近にある多様な孤立ケースについて
 ・【グループワーク2】事例検討
 ・修了証交付、閉会行事
 (4)対象 関心のある方 どなたでも
 ・地域食堂、高齢者サロン、認知症カフェ等に関わられている方
 ・地域福祉活動関係者、ひきこもりや高齢単身者等に係る支援者、他
 (5)定員 約40名(申込み先着順)

図表 サポーターの PR 動画や終了証等

◆イメージ動画

◎つながりサポーター加入促進映像(時間 5分30秒)
 鳥取市の孤独・孤立問題の現状について、知ってもらい、政府および鳥取市の動き(対策)を紹介。特に、つながりサポーターについて深く知り、多くの方のサポーター参画につなげる動画を作成した。

・オープニング

・孤独・孤立の現状

・孤独・孤立の対策(政府の動き)

・孤独・孤立の対策(鳥取市の動き)

・つながりサポーター

◆テキスト配布
 ・共通のテキストベースの知識インプットにより孤独孤立に関するつながりサポーターの理解、意識向上を図った。

◆修了証
 ・修了証としてロゴデザインおよびバッジ(500個)を作成した。






■ 住民向けシンポジウム

(目的)

深刻化する(社会に内在する)孤独・孤立の問題に関して、住民及び PF の各団体・企業のメンバーに対して、孤独・孤立の問題の認識向上、及び各団体企業がどのように孤独・孤立の問題に関わるかについて理解促進を図るためのシンポジウムを実施。

(実施内容)

- ・ シンポジウムでの孤独・孤立に関する有識者による講演、市長による市の取組の説明及び登壇者によるパネルディスカッション
- ・ 「つながりサポーター」への参加を促す PR 動画の上映・紹介
- ・ 新聞等のマスコミを通じたシンポジウムに関する情報発信
- ・ 参加者の孤独・孤立の問題への認知状況等を調査するためのアンケートの実施

(実施結果)

- ・ シンポジウムの参加者数: 約 300 名
- ・ アンケート結果: 孤独・孤立の問題の住民認識・理解状況(満足 88%/興味がわいた 72%)
- ・ 日本海新聞等のマスコミへの記事の掲載

図表 シンポジウム宣伝用チラシ



孤独 孤立

対策

官民連携プラットフォーム
シンポジウム in 鳥取

令和5年
2月13日 14:00~16:15
(開場13:30)
会場/鳥取市民会館
大ホール (鳥取市北區1-2-1)

ひとりぼっちを
つくりださない、
つながる社会づくり



講師 奥田 知志さん



講師 村木 厚子さん

観覧無料
要事前申込

お問合せ先
鳥取市南151 鳥取市内老人福祉センター
電話:0857(2)48241 ファックス:0857(2)48067 メール:ju-chuo@city.tottori.lg.jp ●主催/総制作 ●特別協賛/新日本新聞社

孤独・孤立対策 官民連携プラットフォーム シンポジウム in 鳥取

2月13日(日) 会場/鳥取市民会館
14:00~16:15(開場13:30)

コロナ禍で、全国的に深刻化・顕在化している「社会的孤立」の問題はご存じですか?
中高年のひきこもりの子どもと交える親。
「ヤングケアラー」と呼ばれる子ども。
様々な事情があり、社会から孤立してしまうケースがあります。
この問題は、早い段階で見つけ、まず「つながる」=「ひとりにしないこと」ことが
支援の第一歩になります。

鳥取市では、ひとりぼっちをつくらぬ地域社会の創造を目的に、
孤独・孤立を抱えた住民を支援機関につなげる「つながりサポーター」を
募集・養成するとともに、つながることの大切さ、
個人・団体で行える支援について考えるシンポジウムを開催します。

講師プロフィール



基調講演
パネルディスカッション
奥田 知志さん
一般社団法人
生活困窮者自立支援
全国ネットワーク代表理事

1983年生まれ。同志学院専門学校講師、西海学園大学専門学校教員
をそれぞれ卒業。九州大学大学院社会学部専攻修士取得。1999年、第1回
障がい者就業支援員として、障がい者支援から始める「ホームレス
支援」をボランティアとしてだけでなく、経営の経験として開始し、北九州
市において、3750人(2022年度現在)以上のホームレスの人々を身
にまとめたNPO法人「知恵」(旧北九州ホームレス支援機構)の理事長とし
ての責任も担う。その後、日本福祉大学客員教授、ホームレス支援全国ネット
ワーク代表理事、赤十字福岡県連合会理事、国の審議会委員の経験も豊富。



基調講演
パネルディスカッション
村木 厚子さん
津波被災者 救済施設
内務部長 福祉・孤立対策推進官
政策官

1985年高知県生まれ。上院高院、高知大学卒業後、7年、労働官(理・保
生)勤務。入京。公務員採用試験合格後、2013年、厚生労働
省。2015年、退官。国庫を構える若い女性を支える「匿名プロジェクト」
実行が中心。民間団体を支援する「市民社会を創る基金」創設。伊藤
淳史賞受賞。津波被災者支援官。著書『救済から始る、働く者
たに贈る真実のメッセージ』(日経BP社)など。

【FAX用】事前申込書 **FAX送信先 0857-39-2625**

①代表者名		③Eメール	
②連絡先	TEL		
③住所			
④人数(申込者数)			

お願
●37℃以上の発熱の症状がある場合はご遠慮ください。●会場内はマスク着用。1票ごとの着席にご協力ください。
●会場内の飲食・喫煙、飲酒の行為はご遠慮ください。●シニア対応に定めていない場合は遠慮していただきます。

お問い合わせ先 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム シンポジウム運営事務局(株式会社エムアンドエムドットコーポ)
〒680-0912 鳥取市南東町251-4 TEL.0857-39-2624 FAX.0857-39-2625

図表 シンポジウム出演者



【基調講演／パネルディスカッション】

奥田 知志氏 一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク代表理事

「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」準備会メンバー PF分科会2担当幹事※

1983年生まれ。関西学院神学部修士課程、西南学院大学神学部専攻科をそれぞれ卒業。九州大学大学院博士課程後期単位取得。1990年、東八幡キリスト教会牧師として赴任。同時に、学生時代から始めた「ホームレス支援」を、ボランティアとしてだけでなく、教会の課題として継続し、北九州府において、2800人(2015年12月現在)以上のホームレスの人々を自立に導いたNPO法人「拾穂」(旧北九州ホームレス支援機構)の理事長としての重責も担う。その他、社会福祉法人グリーンコープ副理事長、共生地域創造財団理事長、国の審議委員等の役職も歴任。



【基調講演／パネルディスカッション】

村木 厚子氏 津田塾大学 客員教授／内閣官房 孤独・孤立対策担当室 政策参与

1955年高知県生まれ。土佐高校、高知大学卒業後、78年、労働者(現・厚生労働省)入省、女性政策や障害者政策などを担当。2013年、厚労事務次官。2015年、退官。困難を抱える若い女性を支える「若草プロジェクト」呼びかけ人。異犯被害者を支援する「共生社会を創る愛の基金」顧問、伊藤忠商事社外取締役、津田塾大学客員教授。著書、『あきらめない 働くあなたに贈る真実のメッセージ』(日経BP社)など。



【主催者あいさつ(取組紹介)(動画出演)】

鳥取市長 深澤義彦

【パネルディスカッション】

川口 寿弘 鳥取市役所人権制作局次長・中央人権福祉センター所長

図表 シンポジウムプログラム及び当日の様子

時間	LAP	内容	登壇者
開演14:00～16:30 (開場13:30)			
14:00	3	司会者あいさつ	イベント主旨説明
14:03	12	主催者あいさつ(取組紹介)	動画(9:49) 出演:深澤義彦鳥取市長
14:15	2	講師紹介	講師:奥田 知志氏
14:17	30	基調講演①	(一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク代表理事)
14:47	2	講師紹介	講演:村木 厚子氏
14:49	30	基調講演②	(津田塾大学 客員教授・内閣官房 孤独・孤立対策担当室 政策参与)
15:19	3	パネラー紹介	(転換)
15:22	50	パネルディスカッション	
16:12	3	司会者あいさつ	
16:15			終了【最大延長16:30】

【主催者あいさつ(取組紹介)】 鳥取市長 深澤義彦(動画出演)



【基調講演】奥田 知志氏



【基調講演】村木 厚子氏



【パネルディスカッション】

奥田 知志氏 一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク代表理事
村木 厚子氏 津田塾大学 客員教授／内閣官房 孤独・孤立対策担当室 政策参与
川口 寿弘 鳥取市役所人権政策局次長・中央人権福祉センター所長



■会場の様子(受付)



■会場の様子(入口)

